

司法試験委員会会議（第60回）議事要旨

（司法試験委員会庶務担当）

1 日時

平成21年11月11日（水）14:00～16:00

2 場所

法曹会館 寿の間

3 出席者

○ 司法試験委員会

（委員長）高橋宏志

（委員）奥田隆文，木村光江，酒井邦彦，鈴木誠二，羽間京子，松島 洋（敬称略）

（幹事）小山太士（議題（7）のみ出席）

○ 司法試験委員会庶務担当（法務省大臣官房人事課）

林 眞琴人事課長，宮崎香織人事課付，遠藤洋一試験管理官

4 議題

- (1) 平成21年度旧司法試験第二次試験口述試験合格者の決定について（協議）
- (2) 平成22年度旧司法試験第二次試験考査委員の推薦について（協議）
- (3) 平成23年度旧司法試験第二次試験口述試験の実施時期について（協議）
- (4) 平成22年新司法試験考査委員の推薦について（報告）
- (5) 平成22年新司法試験の実施について（報告）
- (6) 司法試験予備試験について（協議）
- (7) 選択科目の見直しについて（協議）
- (8) その他報告案件
- (9) 次回開催日程等について（説明）

5 配布資料

資料1 新司法試験における問題数及び点数等について

資料2 新司法試験における司法試験用法文の取扱いについて

資料3 新司法試験における試験成績の本人通知について

資料4 新司法試験論文式試験における出題の趣旨の公表について

資料5 新司法試験論文式試験における国際関係法（公法系）の出題のイメージ及び出題の方針について

資料6 新司法試験の出題に係る法令について

資料7 新司法試験（租税法）の出題に係る法令について

資料8 予備試験の実施方針について（案）

資料9 予備試験の実施方針について（案）（平成21年2月13日付）

資料10 新司法試験の選択科目の見直し及び予備試験の制度設計等に関する質問について（依頼）

資料11 説明の要求について

- 資料12 平成23年における司法試験予備試験の試験地について
- 資料13 司法試験法施行規則第1条（新司法試験の論文式による筆記試験の選択科目）の改正に関する意見募集の実施について
- 資料14 新司法試験の選択科目の見直しに当たって考慮すべき事項
- 資料15 司法試験法施行規則第1条（新司法試験の論文式による筆記試験の選択科目）の改正に関する意見募集の結果について
- 資料16-1 司法試験法施行規則第1条（新司法試験の論文式による筆記試験の選択科目）の改正に関する意見（国際私法学会理事長 山内惟介）
- 資料16-2 司法試験法施行規則第1条（新司法試験の論文式による筆記試験の選択科目）の改正に関する意見（財団法人国際法学会理事長 櫻田嘉章）
- 資料16-3 「司法試験法施行規則第1条（新司法試験の論文式による筆記試験の選択科目）の改正に関する意見募集の実施について」（2009年9月18日）について（法と経済学会会長 林田清明）
- 資料17 司法試験法施行規則第1条（新司法試験の論文式による筆記試験の選択科目）の改正に関する意見募集の結果について（提出意見一覧）
- 資料18-1 「司法試験法施行規則第1条（新司法試験の論文式による筆記試験の選択科目）の改正に関する意見募集の実施について」（2009年9月18日）について（法と経済学会会長 林田清明）
- 資料18-2 法と経済学 問題イメージ（例）
- 資料18-3 法と経済学 設問に対する解答イメージ（例）
- 資料18-4 「法と経済学」科目の範囲
- 資料19 法と経済学・出題の方針について（案）
- 資料20 司法試験最終合格者数における法学部系・非法学部系の別
- 資料21 2009年10月27日付け日本弁護士連合会会長名の「新司法試験の合否判定に関する要望書」
- 資料22 法科大学院教授等による「新司法試験・出題にかかる法令の件（経済法）」と題する要望書

6 議事等

- (1) 平成21年度旧司法試験第二次試験口述試験合格者の決定について（協議）
- 平成21年度旧司法試験第二次試験について、口述試験及落判定考査委員会議の判定に基づき、口述試験の総得点296点以上の92人を最終合格者とするのが決定された。
 - 旧司法試験の受験手続及び運営に関する規則第10条に基づく合格者の氏名の公告は、平成21年11月26日（木）付け官報により行うこととされた。
- (2) 平成22年度旧司法試験第二次試験考査委員の推薦について（協議）
- 平成22年度旧司法試験第二次試験考査委員として、別紙1記載の者を法務大臣に推薦することが決定された。
- (3) 平成23年度旧司法試験第二次試験口述試験の実施時期について（協議）
- 筆記試験免除者にのみ行われる平成23年度旧司法試験第二次試験口述試験につ

いて、平成23年2月中旬に願書受付を行い、同年4月中旬に実施することが決定された。

(4) 平成22年新司法試験考査委員の推薦について（報告）

- 委員長から、平成22年新司法試験考査委員として別紙2記載の者を法務大臣に推薦することについて、司法試験委員会議事細則第6条第1項に基づき、書面等により各委員から意見を徴した結果、いずれも了承され、平成21年11月10日付けで委員会の議決としたことが報告された。

(5) 平成22年新司法試験の実施について（報告）

- 平成22年新司法試験について、資料1から資料7までの従前の決定どおり実施することとされた。
- 事務局から、平成22年新司法試験に関する実施打合せ考査委員会議における協議事項等の説明がなされた。

(6) 司法試験予備試験について（協議）

- 以下の協議の後、司法試験予備試験における一般教養科目及び法律実務基礎科目についてサンプル問題を作成することとし、その検討等を有識者に依頼すること、法律実務基礎科目について、別紙3記載の有識者にサンプル問題の検討等を依頼すること、予備試験についてプレテスト（模擬試験）を実施しないことが決定された。また、平成23年における司法試験予備試験の試験地について、資料12に記載のとおり、短答式試験につき7試験地、論文式試験につき4試験地、口述試験につき1試験地とすることとし、これを前提に試験会場の選定手続を行うこととされた。

（◎委員長，○委員，△事務局）

- ◎ 前回御了承いただいたとおり、本日は、予備試験の実施方針の決定に向けて、私から改めて案を示して、これをたたき台に議論することとする。前回、事務局から、予備試験の実施方針について規制改革会議のヒアリングが実施される予定である旨の報告があったが、既にこれが実施されていることと思うので、まず、ヒアリングの結果について事務局に報告をお願いする。

- △ 規制改革会議法務・資格タスクフォースからヒアリングへの出席要請があり、10月22日にこのヒアリングがあったので、その結果について御報告申し上げる。

同タスクフォースからは、資料11の同タスクフォース主査名の「説明の要求について」と題する文書によって、出席を要請された。その趣旨は、当委員会が、本年9月18日、新司法試験の選択科目の見直しについての案をパブリックコメントに付したことと、新司法試験の予備試験の制度設計について、審議経過等の詳細につき説明を求めるというものであった。従前から随時御報告申し上げているように、同タスクフォースからは、短答式試験における一般教養科目の配点比率といった予備試験の在り方について、相当に強い問題意識が伝えられているところである。以前にも皆様方にお示しした資料10の別紙「平成21年3月9日のヒアリングにおいて論点となった事項に関する質問について」と題する書面を見ていただくと、例えば、「2 予備試験の制度設計について」の⑤から⑧の質問は、短答式試験における一般教養科目のウエイトが法律基本科目との関係で3対7となっていることが重すぎる、という問題

意識に基づくものである。

今回のヒアリングにおいては、タスクフォース側からは、主査である福井秀夫政策研究大学院大学教授、同タスクフォース専門委員である安念潤司中央大学法科大学院教授、参考人として鈴木良男旭化成株式会社顧問が出席した。当省からは、大臣官房人事課長以下が出席し、当委員会でのこれまでの審議経過について説明をした。今回のヒアリングにおいても、福井主査からは、「司法試験の1年前に予備試験を実施するのは受験期間が長すぎないか。予備試験を受験してから司法試験を受験するまでの期間を短くして、例えば社会人で時間や経済的に余裕のない方でも受けやすいようにすべきではないか。短答式試験における一般教養科目の配点比率が3割というのは、法科大学院で一般教養科目を履修しないことと比べてバランスを失っているのではないか。優秀な人が予備試験を受けるのをあきらめないよう、一般教養科目が過度の負担にならないよう配点比率を下げるべきである。そもそも立法論として予備試験で一般教養科目を問う必要があるのかといった点についても、司法試験委員会でもきちんと議論していただきたい。資格試験における受験者の平等という意味でも、法科大学院の緊張感を高めて切磋琢磨を促す意味でも、司法試験の受験のための多様なルートがフェアにオープンに開かれているということは重要であり、この趣旨に沿う予備試験の具体的な設計がなされるのか。」などの指摘がなされた。

事務局からの報告は以上である。

- ◎ それでは、私から、たたき台として、資料8「予備試験の実施方針について（案）」とこれについての考え方を示したい。

意見募集に付した案である資料9と今回の案とで、基本的な内容に大きな変更はないが、意見募集の結果を見ると、司法試験法の規定に明確に定められているところと、司法試験委員会で協議すべき範囲の区別がなく、例えば、そもそも一般教養科目を問うべきでないなどの、法律の規定の内容にかかわる意見も出されていた。そこで、今回の案は、司法試験法の規定を明示し、それを踏まえた内容であることが明確になるような形にした。その関係で、体裁の上では、短答式試験、論文式試験、口述試験のそれぞれについて法律の規定があるので、それに沿って項目を立て、内容を記載するという形式にしている。

また、具体的な出題数や配点等について、意見募集に付した案では、意見を募るに当たってイメージが具体的になるように具体例を示したところがあった。ただ、これらについては、特に、今後サンプル問題を作成する予定の短答式試験における一般教養科目では、具体的な問題内容の検討の結果、最終的に例示と異なる配点や問題数等もあり得ると考えられる。そのようなことから、例示が絶対的なものであると受け取られることのないように、今回の案では「さらに検討しながら定める」という形にしている。なお、論文式試験における法律基本科目7科目、法律実務基礎科目の民事・刑事、一般教養科目については、具体的な配点の例示は外したが、配点比率は、意見募集に付した案と同様に、すべて同一としている。

さらに、もともと、論文式試験における一般教養科目の出題範囲について、私どもの認識としては、1題の出題で、知識ではなく、思考力、論理力等を試すものを念頭においており、英語を除く人文科学、自然科学、社会科学を範囲とすることを念頭に協議してきたところだが、意見募集に付した案では、必ずしもそうでないように受け止められかねないので、それが明確になる形にした。

なお、先ほど説明したとおり、今回の案からは、短答式試験における法律基本科目と一般教養科目との配点比率について7対3とするとの記載は外しているが、もちろん基本的な考え方を変えたわけではない。規制改革会議の一部委員からは、この点について問題意識が伝えられているところであるので、この配点比率について改めて委員の皆様方の御意見を伺いたい。また、予備試験の合格者が翌年以降の新司法試験の受験資格を得るということは、既に以前の委員会で確認し、公表している事項であるが、これに対しても、規制改革会議の一部委員から問題意識が伝えられているので、これに対する考え方についても、改めて委員の皆様方の御意見を伺いたい。

では、実施方針案について、御協議をお願いする。

- 短答式試験での法律基本科目と一般教養科目の7対3の配点比率に関しては、既に当委員会で議論を十分にしてきたと思う。改めて申し上げるべき意見は、出てこないのだが。
- ◎ 規制改革会議の一部委員の指摘は、そもそも一般教養科目を定めた法律がおかしいという問題意識に基づくものである。当委員会は飽くまで試験の実施機関であり、当委員会としては、一般教養科目を課すこととした法律の趣旨に忠実にということであれば、一般教養科目にある程度の重みを持たせた7対3という配点比率にもなるわけである。
- 規制改革会議の指摘の中に、法科大学院では一般教養科目を履修していないという指摘があるが、法科大学院生は大学を卒業しているので、当然、一般教養科目を履修している。他方で、受験資格に制限のない予備試験においては、法律に定められているとおり一般教養科目を課すのは当然のことで、一定程度の割合で一般教養科目を受験してもらう必要があると思う。
- 他の資格試験と比較しても、短答式試験における一般教養科目の3割という配点比率がおかしいわけではなく、妥当である。
- ◎ 国家公務員試験と比較しても、同じくらいの比率ではなかったか。
- △ 評価方法に違いがあるので一概に比べることはできないが、国家公務員採用I種試験の第1次試験では、教養試験と専門試験の配点比率が2対3であり、一般教養科目の割合が若干高くなっている。
- 実施方針案では、論文式試験における一般教養科目の配点比率が1割となっているが、これに対しては、他方で、むしろ一般教養科目の配点をより多くすべきであるという意見があるのも事実である。
- ◎ 大学では、最近、教養課程の復権を求める声も強いということである。また、一般教養科目を課すことは、法律で既に定められているし、当委員会の考え方は、法律基本科目全体よりも一般教養科目に重みを持たせるというまでのものではない。規制改革会議の懸念は、一般教養科目が参入障壁となるのではないかというものだが、他方で一般教養に欠ける法律家が増えるということは問題であるので、予備試験である程度の重みをもって一般教養を問うことは必要であろう。

規制改革会議から問題意識を伝えられているもう一つの点は、予備試験の合格者が受験資格を得るのは翌年の司法試験になるという点である。この点については、当委員会でも議論を行ったが、短答式試験、論文式試験及び口述試験という三段階で行う試験制度になっているため、実施期間が長くかかり、新司法試験が行われる5月までには予備試験の合格発表は間に合わない。また、新司法試験の出願時期は前年の12

月であるので、予備試験の合格発表の時期からそれほど期間が空いているとも思えない。

- 予備試験は、法科大学院の修了に代わるものであるから、そのためにある程度の時間を要することになってもやむを得ないのではないかと思う。
- 旧司法試験に合格した場合、司法修習を開始するのは翌年の4月だった。一方、新司法試験に合格した場合は、司法修習の開始が合格した年の12月に繰り上がっているので、予備試験の合格、新司法試験の出願から受験、そして修習開始までを総合的に見れば、さほど差はなく、許容範囲ではないかと思う。
- ◎ 受験生の側にしてみれば、予備試験と本試験との間に期間が空いていた方が、本試験に頭が切り替えられてむしろ喜ばれるという見方もできるのではないか。
それでは、本日お示しした案の内容で予備試験の実施方針を決定することでいかがか。

(一同了承)

- ◎ それでは、本日お示しした案で、予備試験の実施方針を決定する。

(7) 選択科目の見直しについて（協議）

【高橋委員長】新司法試験の選択科目の見直しについては、本年9月の第58回会議において、改正の必要はないということで意見募集を行うことを決定し、9月18日から10月19日まで意見募集に付しました。その結果が取りまとめられたことですので、本日は、意見募集結果について幹事から報告していただきます。また、規制改革会議のヒアリングの結果についても、事務局から報告していただきます。そして、これらを踏まえて、選択科目の見直しについて改めて協議したいと思えます。

まず、小山幹事から意見募集結果の報告をお願いします。

【小山幹事】それでは、選択科目の見直しの意見募集結果について御報告申し上げます。

まず、資料の説明をいたします。資料13の「司法試験法施行規則第1条（新司法試験の論文式による筆記試験の選択科目）の改正に関する意見募集の実施について」は、意見募集を実施する際に公表したものです。資料14の「新司法試験の選択科目の見直しに当たって考慮すべき事項」は、平成20年12月の規制改革会議法務・資格タスクフォースによるヒアリング時に配布されたもので、同会議が要望する検討事項です。選択科目の見直しについては、閣議決定のほか、同会議からも指摘があるところであり、検討基準として考慮していますので、本日の資料としました。資料15の「司法試験法施行規則第1条（新司法試験の論文式による筆記試験の選択科目）の改正に関する意見募集の結果について」は、意見募集の結果の概要をまとめたものです。資料16は、意見募集に対して関係する団体から提出された意見書です。資料17は、提出意見の内容を表にまとめたものです。

それでは、意見募集の結果について御報告申し上げます。

委員長からも御説明があったとおり、本年9月18日から10月19日まで、「司法試験法施行規則第1条の改正の必要はない」という内容で意見募集を行ったところ、実施期間中に、30件の意見が提出されました。資料15を御覧ください。

30件の意見の内訳は、大学、法科大学院関係者から10件、弁護士から7件、新司法試験合格者を含む法科大学院生から5件、団体から3件、その他5件です。

意見の内容については、規則第1条について改正の必要はないという意見が18件、改正すべきだという意見が10件、その他の意見が2件です。

改正の必要がないという意見について御説明申し上げます。まず、現在も選択科目とされている環境法について、存続すべきであると積極的に述べている意見が2件ありました。また、国際関係法（公法系）については存続すべきという意見が6件、存続すべきとしつつ、出題範囲について意見を述べるものが5件ありました。同様に、国際関係法（私法系）についても、存続すべきという意見が2件、存続すべきとしつつ、出題範囲について意見を述べるものが6件ありました。なお、国際関係法については、資料16のとおり、国際私法学会、国際法学会から意見書が提出されていますが、いずれも、存続を前提に、出題範囲についての意見を述べるものです。

次に、改正すべきという意見についてですが、現行の選択科目を削除すべきとする意見はなく、いずれも、新しい科目を追加すべきというものでした。資料15の「3 現行の選択科目以外の個別科目に関する意見」を御覧ください。

まず、消費者法を追加すべきという意見が6件あります。実務的な重要性や、科目としての独自性、体系化、明確性等に問題がないという観点から、選択科目として追加すべきという意見です。

また、刑事政策を追加すべきという意見は3件あります。これも、重要性、明確性、体系化、標準化や出題内容の独自性等を指摘して、選択科目に追加すべきという意見です。

法と経済学については、選択科目に追加すべきとの意見が1件あり、これは、これまでにも度々同趣旨の意見書を提出している法と経済学会からのものです。この意見書については、資料16-3を御参照ください。内容の概要は、法と経済学は、規制改革に関する閣議決定が示した基準を満たしているため、選択科目とすべきというものです。

なお、その他の意見としては、選択科目を更に細分化してはどうか、というものや、複数の科目を履修させるべきというものがありました。

私からは以上です。

【高橋委員長】 それでは、事務局から、規制改革会議関連の報告をお願いします。

【林人事課長】 規制改革会議法務・資格タスクフォースのヒアリングの結果について御報告申し上げます。

予備試験に関して先ほど御報告申し上げたとおり、資料11の同タスクフォース主査名での「説明の要求」と題する文書によりまして、ヒアリングへの出席を要請されました。選択科目の見直しについて、従来から、同タスクフォースは、閣議決定である「規制改革推進のための3か年計画」等に基づいた検討のための留意事項として、資料11の別添の「新司法試験の選択科目の見直しに当たって考慮すべき事項」を提示し、当委員会がこれに従って審議・検討することを要望していました。この「考慮すべき事項」については、資料14としても挙がっていますが、法と経済学会の要望書にも同じ内容が掲げられていまして、委員の皆様方におかれても既に御案内のものと存じます。

ヒアリングの出席者等は先ほど予備試験に関して御報告申し上げたとおりでございまして、当委員会の議事要旨を示して審議経過について説明しました。このヒア

リングの際、同タスクフォースの主査の福井教授からは、「幹事会でほとんど結論が出ていて、司法試験委員会では、個別のテーマや個別の科目や、検討基準と称するものの個別の当てはめについて、逐次的に議論をしたという形跡が見当たらない。」との意見が述べられた上で、「司法試験委員会が、科目ごとに範囲の明確性、体系化・標準化等の基準をどのように当てはめて、科目間の優劣も含めてどのように評価をしたのかが明らかにならなければ、検討基準の当てはめをしたことにはならず、閣議決定と齟齬を来していると言わざるを得ない。検討基準の項目一つ一つの評価を積み上げて科目ごとの総合点が導き出されるはずであり、それを示さないと、閣議決定事項を遵守した適切な決定プロセスだとは判断できない。果たして規制改革会議での議論の経過や内閣としての方針が共有されているのだろうかと懸念を持つ。基準の各項目に各科目をどのように当てはめて、どのような評価をしたのかという当てはめの面をもっと詰めてほしい。」などという指摘がありました。

また、このヒアリングの後、福井教授から、法と経済学会として、事務局に対して、法と経済学についての説明をしたいとの要望があり、今月4日、法と経済学会から、福井教授のほか、法と経済学会の前会長である落合誠一中央大学法科大学院教授、久米良昭政策研究大学院大学教授の3名が来省され、事務局で対応いたしました。来訪の目的は、法と経済学会として、法と経済学を新司法試験の選択科目に採用してほしいということで、その際に提出された資料が資料18です。意見募集に対して提出された法と経済学会の意見に付け加えて、資料18-2から4の新たな資料が提出されました。資料18-2の「法と経済学 問題イメージ(例)」は、法と経済学会において、「民事法分野」、「行政法分野」、「憲法分野」、「刑事法分野」及び「会社法・経済法分野」に区別して問題イメージ例を作成したものとことです。資料18-3は、資料18-2の問題イメージ(例)に対する解答のポイントに記載したものとことです。資料18-4の表は、法と経済学の科目の範囲の一例として、法と経済学の適用対象法律を横軸として、縦軸に特に関連性が強い研究領域を示したものとことです。法と経済学がある意味で方法論の学問であることから、試験的な技術的な問題で、受験生がどこまでの範囲を勉強すればいいのかといった問題点があるという指摘があるわけですが、この資料は、その問題点を解決するために、一応の範囲を示したものであるとの説明でした。さらに、科目の範囲との関連で言えば、新司法試験の必須科目に関連したものに限って、法と経済学の問題を出題するとすれば、範囲を限定できるのではないかと、との説明がありました。また、試験実施の技術的な問題として、法と経済学が選択科目に採用された場合に考査委員の確保ができるのかという点についても、学会等があって十分な基盤があるので全く問題ないとの説明がありました。また、第57回の司法試験委員会の議事要旨の中で、法と経済学の対象は、およそすべての法領域であり、科目としての範囲が不明確であるため、「専門的な法律の分野に関する科目」とは言い難い旨の指摘があったことに対して、資料18-1の3(2)①に法と経済学が「専門的な法律の分野に関する科目」と言い得るといふ説明が記載されていることへの言及がありました。

さらに、昨日、福井教授から、追加で資料の提出がありました。それが、資料19の「法と経済学・出題の方針について(案)」です。

事務局からの報告は以上です。

【高橋委員長】では、ただ今の幹事と事務局からの説明や意見募集の結果を踏まえて、協議を行います。最初に、私から発言することをお許しください。

まず、規制改革会議法務・資格タスクフォースから、当委員会における検討の在り方、取り分け、幹事との関係や検討基準の当てはめについての懸念が示されていますので、この点について改めて確認したいと思います。

選択科目の見直しについて、当委員会に幹事を置いています。これは、当委員会が調査・審議を行うに当たって、当委員会を補佐させるためです。調査・審議に当たって幹事からの報告を参考にすることが、調査・審議あるいは答申の主体が当委員会であることと何ら矛盾するとは考えておりません。この点については、幹事の任命を了承するに当たって、皆様方も同じお考えであったと思いますが、いかがでしょうか。

また、検討基準については、規制改革会議の答申に基づく閣議決定や、この閣議決定に関して規制改革会議から要望されている検討事項の内容についても、随時当委員会に報告されており、承知しています。さらに、幹事においても、これらも参酌して、実務的な重要性や社会におけるニーズの高さ、法科大学院における科目開設状況、科目としての範囲の明確性や体系化・標準化の状況、新司法試験の実施状況（各選択科目の受験者数、難易度のばらつき、出題内容についての独自性の程度等）、司法修習の状況、意見募集の結果といった検討基準を立てているものと承知しています。当委員会においては、当然のことですが、これらを念頭に置いた上で議論をしてまいりました。これに対し、規制改革会議からは、個々の検討基準についての評価を積み上げて総合点を示すべきであるとの意見が出されていますが、これらの検討基準が、点数化してそれを積み上げるという方法になじむものとは考え難いと思われます。いかがでしょうか。

（一同異議なし）

【高橋委員長】では、具体的な協議に入りたいと思います。既存の8科目を存続させるかどうか、その他に追加すべき科目があるか否かという順で進めてまいります。

先に、既存の科目についてはいずれも残し、新たな科目の追加はしないことが相当として、意見募集を実施しました。その結果を踏まえた上で、まず、既存の8科目、すなわち知的財産法、労働法、租税法、倒産法、経済法、国際関係法（公法系）、国際関係法（私法系）、環境法について、御意見はありますか。

【奥田委員】既存の科目については、既に検討したとおり、存続という方針でよいのではないかと思います。

【高橋委員長】いかがでしょうか。意見募集の結果を見ても、既存の科目の範囲に関する意見はありましたけれども、既存の科目を廃止せよという意見はありませんでした。それでは、他に新たな御意見もないようですので、既存の8科目については、従来考えていたように、残すということにいたします。

（一同了承）

【高橋委員長】引き続き、新たに選択科目として追加すべき科目があるか否かについての御協議をお願いします。意見募集では、消費者法、刑事政策、法と経済学の3科目について意見が寄せられています。まず、消費者法については、いかがでしょうか。

現在の選択科目を選定するときにも、消費者法はどうかという大きな議論があり

ました。その後も議論してきましたけれども、消費者法の重要性や多くの法科大学院で授業が行われていることは承知しているものの、試験科目として独自に課すことの適否という点で、選択科目とするにはやや難点があるということだったと思うのですが。

【鈴木委員】消費者法で問題になるのは、やはり、他の法分野と重複する部分ですよ。それと、科目として範囲が明確なのか、不明確な部分があるのではないかと、という点も問題としてありますよね。そこで、消費者法を選択科目として追加することには、慎重にならざるを得ないという状況があるわけです。

【松島委員】前提として事務局に質問があるのですが、選択科目の見直しは、将来的にはどのようなのでしょうか。特に決められていないという理解で良いのでしょうか。

【林人事課長】特に決められておりません。選択科目の選定に関する前回の答申には、「新しい司法試験を3回程度実施した後、・・・必要な見直しを行うことが相当である。」とあったので、これを受けて、今回の見直しに関する諮問がなされたものです。

【松島委員】消費者法に関しては、私も何回か意見を申し上げますけれども、これまで弁護士等から寄せられている意見や消費者庁が発足したことなどを踏まえれば、確かに、有力な法律の分野であるとは思いますが。ただ、新司法試験用法文の登載法令を見ますと、民事系科目の中に、例えば、消費者契約法のほか、製造物責任法や利息制限法など、消費者法に関する法令のかなり広い範囲が含まれておりまして、相当程度重複しています。それと、現在、民法の債権法の改正が検討されていると聞いています。将来、消費者法が選択科目に採用されるという可能性はないわけではないと思うのですが、現時点でこれを選択科目として取り入れていくということに関しては、そういう面からしますといかがなものかという気がいたします。

【高橋委員長】いかがでしょうか。他に御意見もないようですので、消費者法を選択科目に追加するにはまだ機が熟していないということで、選択科目に追加しないということよろしいでしょうか。

(一同了承)

【高橋委員長】次に、刑事政策について御協議をお願いします。御意見はありますか。

刑事政策についても、選択科目を選定したときに随分と議論いたしまして、意見募集に寄せられた意見にもありますが、現在の選択科目の中で刑事系科目がないということも、そのとき議論されたと理解しています。刑事政策は、かつての旧司法試験では、労働法や行政法と並んで選択科目とされていたわけですが、新司法試験に当たっては、法科大学院教育で理論と実務の架橋を行うことを踏まえれば、刑事系科目の中に刑事政策の内容も反映されてしかるべきであろう。そうすると、刑事系科目に含まれる部分を除くと、刑事政策として独自に出題する部分が少なくなり、かつ、政策的なものに限られてしまうので、選択科目とすることは見送ることではないか、という意見が当時あったと記憶しています。

【松島委員】小山幹事の報告もそのような内容でしたね。

【酒井委員】刑事政策は、範囲の明確性という点では、比較的明確なところはあると思うのですが。実は、私、司法試験で刑事政策を選択しました。かつての試験でのことで、かつ、これは刑事政策に限ったことではなかったのかもしれませんが、刑事

政策は、どちらかというところで行方不明の問題に対して暗記したことを解答していくという傾向が強いように感じました。そのような内容に近いものだとしますと、新司法試験の目的の一つである応用能力を試す、と言いますか、考えさせるという要素がちょっと弱いのではないかという感じはします。

【松島委員】消費者法に関して申し上げたこととも関連しますが、新司法試験用法文の登載法令を見ると、犯罪被害者に関するものも、行刑・矯正の分野に関するものも、刑事系科目の中に入っているんですね。だけど、現実には、その部分は刑事系科目では余り出題されていない。これは将来のことだと思うのですけれども、例えば、刑事系科目で出題されていないものの、刑事系科目で問われるものとは別に問うべきものがあるという状況になったときに、法科大学院の教育状況に応じて、選択科目として独立して取り上げてもいいのではないかとは思っています。今は裁判員制度も開始しましたので、伝統的な意味での刑事政策の側面だけではなくてくるように思います。幹事の報告にもありましたが、被告人や受刑者の更生、刑事手続上の被害者の保護、あるいは、刑事手続において誰のどのような利益を守っていくべきか、というような実務的なことについて、今後は豊富にいろんな事例が蓄積されたりすることもあるかと思っています。ただ、現時点では、そのような観点から法科大学院での教育がされているというようには試験問題等からも見えないものですから。科目としての有用性はあると私は思っていますし、法科大学院生に勉強してもらった方がいい分野だと思っています。木村先生は刑事法分野が御専門なので、お考えをうかがいたいと思います。

【木村委員】確かに刑事政策は伝統的な科目ではありますし、酒井委員がおっしゃったように科目としてははっきりしているのだから、学生にとっても学ぶべきことは分かっているはずではないかと思われまふ。体系がしっかりしており、問題を作りやすいという点では、試験に向いているのかもしれないけれども、松島委員がおっしゃったとおり、新司法試験では刑事系科目の中である程度カバーする対象にはなっているんですね。ですから、今後の選択科目の見直しでは、あるいは検討の余地はあるのかもしれないけれども、現時点で、どうしても選択科目に入れなければいけない科目とまでは言えないような気がいたしました。

【羽間委員】矯正や被害者の保護、あるいは更生保護等に関しては、法科大学院生に知ってほしいとは強く思いますがけれども、それを選択科目として採用するということはまた違う問題だと思います。選択科目として採用するというのを考えたときに、刑事政策は、まだ知識を追うという問題が比較的多くなってしまうのではないかという感じがしております。酒井委員がおっしゃったとおり、思考を問うという出題が幅広くできるかというところはやはり現状では難しいのではないかと思います。

【酒井委員】例えば、刑事政策の内容として被害者保護が含まれるということであると、被害者の保護のうち一定の部分が刑事訴訟法で規定されているので、むしろこれは刑事訴訟法を範囲とする科目で出題すべきということにもなるかと思ひます。つまり、刑事系科目の対象ということですね。ただ、そう考えると、被害者保護のうち、少なくとも刑事訴訟法で規定されている関係は、刑事政策独自の内容からは落ちてしまう。

【高橋委員長】それでは、他に御意見もありませんので、刑事政策も、飽くまで現時点ではということですから、選択科目に追加しないということによろしいでしょ

うか。

(一同了承)

【高橋委員長】最後に、法と経済学についても、意見募集に意見が寄せられていますので、御協議をお願いします。法と経済学については、次回改めて協議をしたいと考えていますが、今日の段階でも、御意見をいただければと思います。

【木村委員】法と経済学は、既存の選択科目とはかなり性質が異なるように思います。法と経済学会から提出された資料を拝見しますと、方法論的に重要だという主張があり、それはそのとおりだと思うのですが、ただ、もし方法論として重要だと言うのであれば、他にも方法論として伝統的に重要なものはあるように思います。例えば、伝統的な科目として、法社会学は、かなり以前から、標準的なテキストがあり、法社会学という科目の中でこれまで学生が学んできた内容からすると、むしろ法社会学の方が方法論としての確立が十分にある、優先度は高いのではないかと、思います。もし、その方法論といったものが重要だと言うのなら。

実務家になるための試験という観点から言えば、例えば、資料18-2の「法と経済学 問題イメージ(例)」には、「刑事法分野」ということで「無過失責任制度」という言葉が挙げられていますが、おそらく実務的な刑事法の世界では、まず問題にならないのではないかと、いう気がしております。もちろん、そういう考え方自体はあっておかしくないわけで、それ自体に意味がないとは思わないのですが、実務家になるための試験の内容として、こういうことを直接問うのがふさわしいかという、やや疑問があるという気がいたします。それと、問題イメージ例では「伝統的刑法理論」という言葉も使われているのですが、そもそもこれが何を指すのかということが本来は非常に難しいと思います。これに関して標準的な解答を想定することは、かなり難しいのではないのでしょうか。科目自体の重要性ということではなく、試験科目としての適性という観点から、そういう印象を持ちました。

【松島委員】私も、法と経済学ではこういう試験問題が考えられるという資料を見ましたが、結局、木村委員のおっしゃったことと同じことになるのかもしれないが、対象となる法律の分野から見れば、このような問題に対してどのような解答がいい答案になるのかということに関して、おそらくかなり評価が分かれるのではないかと、思います。それから、経済学的手法、ゲームの理論やその他の手法の有用性を否定するわけではないのですが、問題を拝見していますと、必ずしも法律分野の先生の間でもスタンダードが形成されていないことまでも、受験生に解答することを求めてしまうことになるのではないかと、それは試験としては不適切ではないかという懸念も持ちました。

また、司法研修所の教官を務めた経験から申し上げますと、実務家になるための試験なので、司法試験では、まずは実定法でどうなるのかという議論をしっかりとしてもらいたいと思います。例えば、危険負担は現行の民法で考えるとどうなるのか、という基本がしっかり身に付いているかを問うべきではないかと。司法試験ではその基本がきちんと理解されているかどうかを問う段階にあるので、この段階で、賠償金の請求ができるかどうかを民法でなく法と経済学で考えるというのは、そのことの意味が必ずしも十分に理解されないのではないかと、非常に危惧されます。

【羽間委員】私は大学で経済学を専攻しておりました。ミクロ経済学では、その前提とする人間像として合理的人間を仮定するという命題があります。人間は、コストと

ベネフィットを斟酌して、必ずベネフィットの多い方を選択するという事です。一定の範囲では、人間の行動理解の上で経済学の観点があることは否定しませんが、しかし、取り分け、犯罪というのは、コストとベネフィット、合理的人間像では説明困難な部分も多いと感じます。犯罪やこれを規定する刑法というものに、合理的人間像を前提とする例えばインセンティブ理論やリスク・保険理論といったものを当てはめ、それで解決や説明が可能としていくのには、違和感があります。いろいろな立場や考え方があるとは思いますが、違和感を覚える人もある程度いると思われ、そういった中では、国家試験の出題として無理があるようなことになるおそれがあるのではないかと、この気がいたします。法と経済学は、まだ議論が必要な領域であって、司法試験で出題をするというところまで達しているのかどうかというところが若干疑問に思われるところです。

【松島委員】あともう一つ、法と経済学会の意見書では、司法試験法の「専門的な法律の分野に関する科目」を解釈して法と経済学が選択科目に入ると読み込んでいるのですが、この条文を普通に読めば、ある特定の法律、民事法・刑事法・公法以外の特定の分野の法律があることを想定していると読むのが素直な読み方だと思います。司法試験用法文の掲載法令が決められていて、各選択科目すべてにわたって、それぞれの分野の法律が掲示されているわけです。法と経済学は、ここには収まらない科目になってしまう。法と経済学は、かつての旧司法試験にあったいわゆる教養科目というような位置付けであれば、その範ちゅうに入るとは思いますが、新司法試験でそのような科目を課すという法律の建前にはなっていないように思います。現在の制度では、そういう科目は、法科大学院の制度設計で、基礎法学・隣接科目として取り入れられているのですよね。予備試験でも、法律科目とは別に一般教養科目を課すことにしています。新司法試験の選択科目に関する条文は、専門的な法律の分野のプロフェッショナルになるための試験というものを念頭に置いているように思うものですから、そういった形式面からいっても、法と経済学は専門的な法律分野に当てはまらないように思います。

【高橋委員長】それでは、法と経済学については、次回引き続き協議することとします。

(8) その他報告案件

- 事務局から、司法試験最終合格者の出身学部（受験願書の記載に基づく法学部系・非法学部系の別）について、資料20に基づき報告がなされた。
- 日本弁護士連合会から、法務大臣及び司法試験委員会委員長あてに、「新司法試験の合否判定に関する要望書」が提出されたことについて、資料21に基づき事務局から報告がなされた。
- 司法試験委員会あてに、資料22「新司法試験・出題にかかる法令の件（経済法）」が提出されたことについて、事務局から報告がなされた。

(9) 次回開催日程等について（説明）

- 次回の司法試験委員会は、平成21年12月16日（水）に開催することが確認された。

（以上）

平成22年度旧司法試験第二次試験考査委員推薦者名簿

担当	氏名	所属・役職
憲法	岡田 信弘	北海道大学大学院法学研究科教授
憲法	渋谷 秀樹	立教大学大学院法務研究科教授
憲法	長谷部 恭男	東京大学大学院法学政治学研究科教授
憲法	工藤 達朗	中央大学大学院法務研究科教授
憲法	井上 典之	神戸大学大学院法学研究科教授
憲法	早野 貴文	弁護士(東京弁護士会)
憲法	遠藤 常二郎	弁護士(東京弁護士会)
憲法	松藤 和博	司法研修所教官 [判事]
憲法	森島 聡	司法研修所教官 [判事]
憲法	小山 紀昭	法務省刑事局公安課長
憲法	星 景子	法務総合研究所教官
憲法	森田 邦郎	法務総合研究所教官
民法	松本 恒雄	一橋大学大学院法学研究科教授
民法	松川 正毅	大阪大学大学院高等司法研究科教授
民法	前田 陽一	立教大学大学院法務研究科教授
民法	池田 清治	北海道大学大学院法学研究科教授
民法	滝澤 功治	弁護士(兵庫県弁護士会)
民法	平松 和也	弁護士(東京弁護士会)
民法	吾妻 望	弁護士(第二東京弁護士会)
民法	山口 浩司	司法研修所教官 [判事]
民法	福田 千恵子	司法研修所教官 [判事]
民法	佐藤 哲治	法務省民事局参事官

担当	氏 名	所 属・役 職
商法	尾 崎 安 央	早稲田大学法学学術院教授
商法	片 木 晴 彦	広島大学大学院法務研究科教授
商法	早 川 徹	関西大学大学院法務研究科教授
商法	洲 崎 博 史	京都大学大学院法学研究科教授
商法	栗 林 信 介	弁護士(東京弁護士会)
商法	手 塚 裕 之	弁護士(第一東京弁護士会)
商法	佐久間 邦 夫	東京地方裁判所判事
商法	江 原 健 志	法務省民事局商事課長
刑法	堀 内 捷 三	中央大学大学院法務研究科教授
刑法	奥 村 正 雄	同志社大学大学院司法研究科教授
刑法	佐 伯 仁 志	東京大学大学院法学政治学研究科教授
刑法	今 井 猛 嘉	法政大学大学院法務研究科教授
刑法	柴 田 勝 之	弁護士(第二東京弁護士会)
刑法	中 山 大 行	司法研修所教官 [判 事]
刑法	眞 田 寿 彦	司法研修所教官 [検 事]
刑法	自 見 武 士	司法研修所教官 [検 事]
刑法	鈴 木 敏 宏	司法研修所教官 [検 事]
刑法	岩 橋 保	司法研修所教官 [検 事]
民訴	野 村 秀 敏	専修大学大学院法務研究科教授
民訴	長谷部 由起子	学習院大学大学院法務研究科教授
民訴	坂 田 宏	東北大学大学院法学研究科教授
民訴	笠 井 正 俊	京都大学大学院法学研究科教授
民訴	太 田 秀 哉	弁護士(東京弁護士会)
民訴	山 本 光太郎	弁護士(第一東京弁護士会)

担当	氏 名	所 属・役 職
民訴	高 松 宏 之	司法研修所教官 [判 事]
民訴	萩 本 修	法務省民事局民事法制管理官
刑訴	多 田 辰 也	大東文化大学法学部教授
刑訴	小木曾 綾	中央大学大学院法務研究科教授
刑訴	大 澤 裕	東京大学大学院法学政治学研究科教授
刑訴	中 城 重 光	弁護士（東京弁護士会）
刑訴	恒 川 由理子	司法研修所教官 [検 事]
刑訴	小 池 健 治	司法研修所教官 [判 事]
刑訴	加 藤 匡 倫	司法研修所教官 [検 事]

平成22年新司法試験考查委員推薦者名簿

野村	創	行政法	弁護士（第二東京弁護士会）
本間	靖規	倒産法	名古屋大学大学院法学研究科教授

予備試験サンプル問題検討メンバー

○ 法律実務基礎科目

【民事】

池田清治	北海道大学大学院法学研究科教授
金地香枝	司法研修所教官
萩本修	法務省民事局民事法制管理官
長谷部由起子	学習院大学大学院法務研究科教授
前田恵三	弁護士

【刑事】

小木曾綾	中央大学大学院法務研究科教授
奥村正雄	同志社大学大学院司法研究科教授
小池健治	司法研修所教官
小弓場文彦	京都大学大学院法学研究科教授
中川深雪	法務省大臣官房司法法制部参事官
森田憲右	弁護士

(敬称略)